

# 新型コロナウイルス感染症関連の支援制度一覧

## 個人向け支援

支援策	概要	条件	問合せ
特別定額給付金	1人10万円	4月27日時点で町に住民登録がある人	総務課 ☎ 2111
神崎町子ども生活支援金支給事業	1人1万円 (0歳～高校3年生まで)	詳細はP6	保健福祉課 ☎ 1603
子育て世帯への臨時特別給付金	1人1万円 (0歳～高校1年生まで)	詳細はP7	
緊急小口資金(貸付)	貸付上限20万円	休業などにより収入が減少した世帯	神崎町社会福祉協議会 ☎ 4031
総合支援資金(貸付)	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 (原則3ヵ月以内)	失業などにより日常生活の維持が困難な世帯	
高等教育修学支援新制度	授業料減免・給付型奨学金の受付	生活が困窮し、緊急に支援を必要とする学生	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
住宅確保給付金	家賃相当額 (原則3ヵ月)	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方	香取CCC ☎ 1919
水道料金使用料納付の猶予	水道使用料を猶予	生活が困窮し、納付が困難な場合	第一環境株 ☎ 4545

神崎町独自

## 事業者向け支援

支援策	概要	条件	問合せ
神崎町小規模事業者緊急支援給付金	10万円	次の条件のすべてを満たす町内に事業所を有する小規模事業者 (1) 令和元年以前から事業を営み、かつ、その事業を継続する意思のある者 (2) 令和2年1月から6月の間において、前年同月の売上高又は前年の平均売上(法人にあっては前期の平均売上月額(以下「前年平均売上月額」という。))に対して30%以上減少した月のある者 (3) 前年平均売上月額が30万円以上ある者 (4) 町税に滞納のない者 (5) 暴力団員等でない者	まちづくり課 ☎ 2114 町ホームページに詳細様式や申請事項があります。
持続化給付金	法人200万・ 個人事業主100万円 上限	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-783183
千葉県中小企業再建支援金	上限40万円	売上が前年と比べて一定以上減少し、県内に本社を有する中小企業・個人事業主	千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎ 0570-04-4894
小学校休業等対応支援金	上限1日4,100円(定額)	臨時休校などに伴う子どもの世話で休む個人事業主	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
小学校休業等対応助成金	労働者1人あたり 上限1日8,330円	臨時休校などに伴う子どもの世話で休む労働者に対し、労働基準法上の有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	

神崎町独自

※内容は5月18日現在の情報を掲載しています。最新の情報はホームページ等でご確認ください。